

記入例 (金融機関用)

※ この依頼書(申込書)兼廃止届は、高根沢町へ郵送する場合(本庁税務課窓口持参も可)に限り、ご利用いただけます。
 ※ 金融機関やゆうちょ銀行窓口では受付できません。

金融機関控用

郵送(ダウンロード)専用
(ゆうちょ銀行を除く)

取扱金融機関 御中 高根沢町町税等口座振替依頼書
 ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書

税務課受付印	取扱金融機関印
--------	---------

取扱金融機関 (金融機関名) 様
 兼廃止届 (ゆうちょ銀行を除く)

【固定資産税・都市計画税の注意点】
 共有名義の場合は【高根沢太郎外1】のようにご記入ください。
 個人単独分もあれば、それぞれ1部(計2部)提出が必要です。
 【国民健康保険税の注意点】
 国民健康保険税は原則、「世帯主」に課税されます。「高根沢町町税等口座振替依頼書」の納税義務者欄には納付書を確認いただき、世帯主名を記入してください

(注)太枠のみ記入してください。

高根沢町に納付する町税を口座振替、または自動払込によるつぎのとおり依頼します。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は自

手続内容(いずれかに○)	① 新規	② 廃止 (ゆうちょ銀行を除く)
--------------	------	------------------

承認番号 H2000135

R7 年 4 月 1 日

納税義務者	住所	〒 329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 1	
	フリガナ	タネザワ タロウ	
	氏名(事業所名)	高根沢 太郎	TEL 028(675) 8100

科目・料等(該当項目に○)	振替方法等(いずれかに○)	払込開始(廃止)時期	契約種別コード	科目・料等(該当項目に○印)	振替方法等(いずれかに○)	払込開始(廃止)時期	契約種別コード
1 町県民税(普通徴収) ※個人用	1 全期前納 2 期別ごと	年度 期 から	35	6 介護保険料(普通徴収)	1 全期前納 2 期別ごと	年度 期 から	35
2 町県民税(特別徴収) ※事業所用	/	年 月10日から		7 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1 全期前納 2 期別ごと	年度 期 から	
③ 固定資産税・都市計画税	① 全期前納 ② 期別ごと	7 年度 1 期 から	35	8 保育料 [保育園名 : 園児名 :]	/	年度 月分 から	30
4 軽自動車税	/	年度 から		9 墓地手数料	/	年度 から	
⑤ 国民健康保険税	1 全期前納 ② 期別ごと	7 年度 1 期 から	35	10 住宅使用料	/	年度 月分 から	25

ワケ内から出ないよう、印影がハッキリするように押してください

(口座預金者)	フリガナ	タネザワ タロウ	口座名義にてご使用のフリガナをご記入ください。	届出印
	氏名	高根沢 太郎	TEL 028(675) 8100	

金融機関(ゆうちょ銀行以外)	金融機関名(いずれかに○)	本支店名	種類(いずれかに○)	口座番号(右詰で記入)						
	1 栃木銀行 ② 足利銀行	3 塩谷谷農業協同組合 4 烏山信用金庫	宝積寺支店	① 普通 2 当座	1	2	3	4	5	6

【金融機関コード】
 足利銀行0129
 栃木銀行0517
 塩谷谷農業協同組合4497
 烏山信用金庫1227

【支店コード】
 通帳・キャッシュカードをご確認ください。

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	金融コード	通帳記号	払込先加入者名	高根沢町会計管理者	払込先口座番号	00190-2-961089	払込日	納期限
	新規	166	別記	9900						

- 約 定(ゆうちょ銀行を除く)
- 振替日は、納期限の日(土・祝日の場合は翌営業日)となります。ただし、貴店の特別事情により納期限の3日前より振替えられても差し支えありません。
 - 町から町税等の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、所定の振替日に私の指定口座から納付書記載の金額を払出し、町に納付してください。
 - 前項の手続きについては、当座勘定規定または、預金規定にかかわらず、小切手の振出または、預金通帳及び預金請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
 - 私の都合によりこの取扱いを廃止するときは届出をします。
 - この契約は、預金口座振替廃止届、口座解約をしない限り翌年度以降についても継続します。
 - この取扱いについては、万一紛議を生じても貴店に迷惑をかけません。
 - 町税等で還付が生じた場合は、指定預金口座に振込んでも差し支えありません。
- ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

- 高根沢町町税等口座振替制度の注意事項
- この制度は申込みをしてから1ヶ月後に納期限の到来する町税等から振替が開始されます。
 - 前日までに指定した預金口座の残高を確認しておいてください。残高不足により振替ができなかった場合は、再振替できません。町から口座振替不能通知を送付しますので、そちらを使用して納付してください。
 - 全期前納で振替不能になった場合は、その年度に限り、1期分は口座振替不能通知により納付いただき、2期以降を期別ごとに振替いたします。
 - 固定資産税・都市計画税の共有名義については、個人名義とは別に口座振替依頼書を提出していただく必要があります。

科目・料等	振替日(払込日)
1 町県民税(普通徴収)	納期限の日(土日・祝日の場合は翌営業日)
7 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6月30日(土日・祝日の場合は翌営業日)
8 保育料	毎月27日(土日・祝日の場合は翌営業日)
9 墓地手数料	6月30日(土日・祝日の場合は翌営業日)
10 住宅使用料	毎月10日 ただし、振替不能となった場合は、20日に再振替(再払込み)となります。(土日・祝日の場合は翌営業日)

取扱金融機関欄(ゆうちょ銀行を除く)

検印	係印	印鑑照合
----	----	------

【金融機関使用欄】不備返却事由

- 預・貯金取引なし
- 印鑑相違
- 記載事項相違
- 店名 預金種目 口座番号 口座名義 その他()

【金融機関保管】

不備返却先: 〒329-1292
 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
 高根沢町 税務課収納対策係

記入例 (ゆうちょ銀行用)

※ この依頼書(申込書)兼廃止届は、高根沢町へ郵送する場合(本庁税務課窓口持参も可)に限り、ご利用いただけます。
※ 金融機関やゆうちょ銀行窓口では受付できません。

金融機関控用

郵送(ダウンロード)専用
(ゆうちょ銀行を除く)

取扱金融機関
ゆうちょ銀行 御中

高根沢町町税等口座振替依頼書 自動払込利用申込書

税務課受付印	取扱金融機関印
--------	---------

取扱金融機関

兼廃止届 (ゆうちょ銀行)

ゆうちょ銀行様

(注)本

高根沢町

ゆうちょ銀行の廃止届はゆうちょ銀行窓口にてご提出をお願いします。

払込によ

【固定資産税・都市計画税の注意点】

共有名義の場合は【高根沢太郎外1】のようにご記入ください。
個人単独分もあれば、それぞれ1部(計2部)提出が必要です。

【国民健康保険税の注意点】

国民健康保険税は原則、「世帯主」に課税されます。「高根沢町町税等口座振替依頼書」の納税義務者欄には納付書を確認いただき、世帯主名を記入してください

承認番号YKDUU135

R7年4月1日

手続内容(いずれかに○)	① 新規	② 廃止 (ゆうちょ銀行を除く)
--------------	------	------------------

納税義務者	住所	〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地1	
	フリガナ	タネザワ タロウ	
	氏名(事業所名)	高根沢 太郎	TEL 028(675)8100

科目・料等(該当項目に○)	振替方法等(いずれかに○)	払込開始(廃止)時期	契約種別コード	科目・料等(該当項目に○印)	振替方法等(いずれかに○)	払込開始(廃止)時期	契約種別コード
1 町県民税(普通徴収) ※個人用	1 全期前納 2 期別ごと	年度 期 から	35	6 介護保険料(普通徴収)	1 全期前納 2 期別ごと	年度 期 から	35
2 町県民税(特別徴収) ※事業所用	/	年 月10日から		7 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1 全期前納 2 期別ごと	年度 期 から	
③ 固定資産税・都市計画税	① 全期前納 ② 期別ごと	7 年度1 期 から		8 保育料 [保育園名 : 園児名 :]	/	年度 月分 から	
4 軽自動車税	/	年度 から	30	9 墓地手数料	/	年度 から	25
⑤ 国民健康保険税	1 全期前納 ② 期別ごと	7 年度1 期 から		10 住宅使用料	/	年度 月分 から	

ワク内から出ないよう、印影がハッキリするように押してください

(口座預金者)	フリガナ	タネザワ タロウ	口座名義にてご使用のフリガナをご記入ください。
	氏名	高根沢 太郎	TEL 028(675)8100



金融機関(ゆうちょ銀行以外)	金融機関名(いずれかに○)		本支店名	種類(いずれかに○)	口座番号(右詰で記入)	
	1 栃木銀行	3 塩谷谷農業協同組合		1 普通		
	2 足利銀行	4 高山信用金庫		2 当座		

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	金融コード	通帳記号 ※6桁目がある場合は「の欄」にご記入ください							通帳番号(右詰で記入)						
	新規	166	別記	9900	0	1	2	3	4	5	0	1	2	3	4	5	6

約 定(ゆうちょ銀行を除く)

- 振替日は、納期限の日(土・祝日の場合は翌営業日)となります。ただし、貴店の特別事情により納期限の3日前より振替えられても差し支えありません。
 - 町から町税等の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、所定の振替日に私の指定口座から納付書記載の金額を払出し、町に納付してください。
 - 前項の手続きについては、当座勘定規定または、預金規定にかかわらず、小切手の振出または、預金通帳及び預金請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
 - 私の都合によりこの取扱いを廃止するときは届出をします。
 - この契約は、預金口座振替廃止届、口座解約をしない限り翌年度以降についても継続します。
 - この取扱いは、万一紛議を生じても貴店に迷惑をかけません。
 - 町税等で還付が生じた場合は、指定預金口座に振込んでも差し支えありません。
- ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

高根沢町町税等口座振替制度の注意事項

- この制度は申込みをしてから1ヶ月後に納期限の到来する町税等から振替が開始されます。
- 前日までに指定した預金口座の残高を確認しておいてください。残高不足により振替ができなかった場合は、再振替できません。町から口座振替不能通知を送付しますので、そちらを使用して納付してください。
- 全期前納で振替不能になった場合は、その年度に限り、1期分は口座振替不能通知により納付いただき、2期以降を期別ごとに振替いたします。
- 固定資産税・都市計画税の共有名義については、個人名義とは別に口座振替依頼書を提出していただく必要があります。

科目・料等	振替日(払込日)
1 町県民税(普通徴収)	納期限の日(土日・祝日の場合は翌営業日)
7 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6月30日(土日・祝日の場合は翌営業日)
8 保育料	毎月27日(土日・祝日の場合は翌営業日)
9 墓地手数料	毎月10日(土日・祝日の場合は翌営業日)
10 住宅使用料	毎月10日(土日・祝日の場合は翌営業日)

取扱金融機関欄

(ゆうちょ銀行を除く)

検印	係印	印鑑照合

【金融機関使用欄】 不備返却事由
1 預・貯金取引なし
2 印鑑相違
3 記載事項相違
4 店名 預金種目 口座番号 口座名義 その他()

【金融機関保管】

不備返却先: 〒329-1292
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町 税務課収納対策係